

別冊資料

別紙 1	いじめ問題等への組織的対応に係る全体構造
別紙 2	学校におけるいじめ防止等の対策のための組織（例）
別紙 3	学校組織体制の充実・強化の事例
別紙 4	いじめ解決支援チームの概要
別紙 5	〈イメージ図〉“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動における 学校・地域との連携について
別紙 6	いじめの実態把握と早期対応に向けた取組
別紙 7	いじめ早期発見のためのチェックリスト例及び いじめ発見調査アンケートの活用について
別紙 8	いじめ早期発見のためのチェックリスト例（教職員用）
別紙 9	いじめ早期発見のためのチェックリスト例（家庭用）
別紙 10	いじめに関する保護者アンケート
別紙 11	いじめ発見調査アンケートの活用
別紙 12-①	いじめ発見調査アンケート 小学校下学年（1～3年生用）
別紙 12-②	いじめ発見調査アンケート 小学校上学年（4～6年生用）
別紙 12-③	いじめ発見調査アンケート 中学・高校用

いじめ問題等への組織的対応に係る全体構造

山形県いじめ防止基本方針 推進法 1 2 条、条例第 3 条 → ◎いじめ防止等に係る対策の基本的な方向性 及び 対策の主な内容

※条例は、目的や附属機関など中核的な部分のみ規定

いじめの防止対策

山形県いじめ問題対策連絡協議会 推進法 1 4 条①、条例第 4 条

- 目的：いじめ防止等に係る機関・団体の連携を図る。(基本方針に基づく各年度の取組みの計画や実績に関して協議)
- 構成：会長(知事)、県教育委員会、県警察本部、県総務部、県子育て推進部、山形大学附属学校運営部、児童相談所、山形地方法務局、市町村教育委員会協議会、山形県青少年育成県民会議、各校種校長会、県医師会、県臨床心理士会、県弁護士会、県PTA連合会、大学教授等有識者、他

山形県青少年育成県民会議
(山形県子育て推進部)

いじめ・非行をなくそう県民運動

◇地域協議会 (組織の強化)

村山	最上	置賜	庄内
----	----	----	----

総合支庁担当課(事務局)
青少年育成専門員
市町村立小中学校「いじめ解決支援チーム」
社会教育主事 (再掲)

◇地区総会 (4地区)
各市町村の担当とのいじめ防止対策の協議

◇市町村民会議

◇青少年育成連絡協議会等

山形大学

山形県総務部

市町村教育委員会

山形県教育委員会

- ◇教育庁内いじめ問題対策会議
- ◇青少年育成月例懇談会 (庁内各課・県警)
- ◇生徒指導担当者会議 (教育事務所・センター)

いじめのない学校づくり推進事業

市町村立小中学校「いじめ解決支援チーム」(4事務所)

- 目的：いじめ未然防止と解決支援
・求めに応じ調査活動協力
- 活動 (通常) 相談・指導・助言 (発生時) 調査・解消の支援
- 構成員 青少年指導担当、エリアSSW、エリアSC、担当指導主事、(弁護士等)

県立学校「いじめ防止・対策支援」
事業内容
・関係機関との連絡調整
・県立学校における研修実施及び相談対応
・支援プログラムの検討

◇基本方針

◇いじめ問題対策連絡協議会

◇市町村教委の附属機関 (第三者機関)

◇首長による再調査のための機関

県教委附属機関 山形県いじめ問題審議会
推進法 1 4 条③・2 8 条①、条例第 1 0 条

- 役割 ①いじめ防止のための有効な対策を審議する。(全公立学校)
②重大事態発生時の調査検証 (県立学校)
- 構成 法律、医療、心理、福祉、教育等の専門家

重大事態発生時

知事

知事附属機関
山形県いじめ重大事態再調査委員会
推進法 3 0 条②・3 1 条②、条例第 1 8 条
○ 県教育委員会又は県立・私立学校が行った調査結果について再調査を行う。

議会へ再調査の報告
推進法 3 0 条③

発生時の報告及び調査結果の報告
推進法 3 0 条①・3 1 条①

警察署への通報
～生命・身体又は財産に重大な被害～
推進法 2 3 条⑥

重大事態発生

県立特別支援学校・高等学校

私立学校

〈参考〉・県と同様に、重大事態発生の場合
市町村立学校は市町村長へ報告
山形大学附属学校は文部科学大臣へ報告
・地元警察との連携

家庭

規範意識の醸成

学校への指導・支援

山大附属学校・私立学校

市町村立小中学校

県立特別支援学校・高等学校

- 学校基本方針の作成 (推進法 1 3 条)
- 「いじめ防止対策」組織の設置 (推進法 2 2 条)

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（例）

別紙2

山形県教育委員会

目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行う。

設置主体：各学校

構成：当該学校の教職員、心理、福祉等に関する専門的な有する者、その他関係者

根拠等：法 22 条（必置）

【中学校の例】

◇構成メンバー（学校の実情に応じて決定）

（校内から）

校長、教頭、教務主任、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教育相談担当教員、部活動指導に関わる教職員 等

（外部から）

配置校においてはスクールカウンセラー・教育相談員 等

PTA 代表、学校評議員代表、学校医、民生委員・児童委員等から選出

（可能であれば心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者等）

外部からの人材は必要に応じて会議等に参加

◇既存の「生徒指導部会」等の組織を活用することも可能

- ・法律に基づく組織としていじめの防止等の措置を実効的に行うべく機能させる
- ・組織の名称としては「いじめ対策委員会」等が考えられる（各学校の判断）

◇当該組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫する

【小学校の例】

◇構成メンバー（学校の実情に応じて決定）

（校内から）

校長、教頭、教務主任、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教育相談担当教員 等

（外部から）

配置校においては子どもふれあいサポーター 等

PTA 代表、学校評議員代表、学校医、民生委員・児童委員等から選出

（可能であれば心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者等）

外部からの人材は必要に応じて会議等に参加

【具体的な役割】

◇学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

1 PDCA サイクル

◇ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

2 相談・通報窓口

◇ いじめの相談・通報の窓口としての役割

3 情報収集・記録・共有

◇ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

4 組織的な対応の中核

◇ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

「学校いじめ防止基本方針」策定の留意点

基本方針策定に当たっては方針を検討する段階から保護者等地域の方にも参画いただき（中略）、児童生徒の意見を取り入れるなど（中略）児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるようにする

左記の組織を想定して、外部からの参加者を加えておくことが望ましい。

学校組織体制の充実・強化の事例



担任

ポイント1

担任は気になる子どもを「相談委員会」等で話す
～学年や部活動顧問等との相談等も経て～

- ・担任の気づき
- ・本人の訴えやアンケートからの発見
- ・他の教員、保護者、地域からの情報

ポイント2

会議は定例会の他に、担任等の求めに応じて随時開催する。

ポイント5

校長には必ず報告・相談し、助言を得る。



◇学校におけるいじめの防止等のための組織

- ・日常的な組織
- ・通常の教育相談委員会等を兼ねる場合もある



ポイント3

会議の記録はホワイトボードに構造的に整理する。

- ①デジカメに記録、印刷、配布し全員が同じ情報を共有
- ②会議の記録を積み重ね、チームで解決にあたる

1. 担任からの相談

- ①
- ②
- ③
- ④

2. 状況把握

- 部活動の様子は
- 家庭の様子は
- 各教科の学習や生活行動は
- 友達関係は



3. 会議での分析・考察、協議

4. 明日から実行する行動目標を決める。(誰が何をする)

- ①事実を確かめる。(担任団と部活顧問)
- ②気になる子ども等、当該児童の面談 (SC)
- ③複数の教員で観察 (担任、部活顧問等)

ポイント4

会議では、必要に応じて外部専門家の協力を得る。



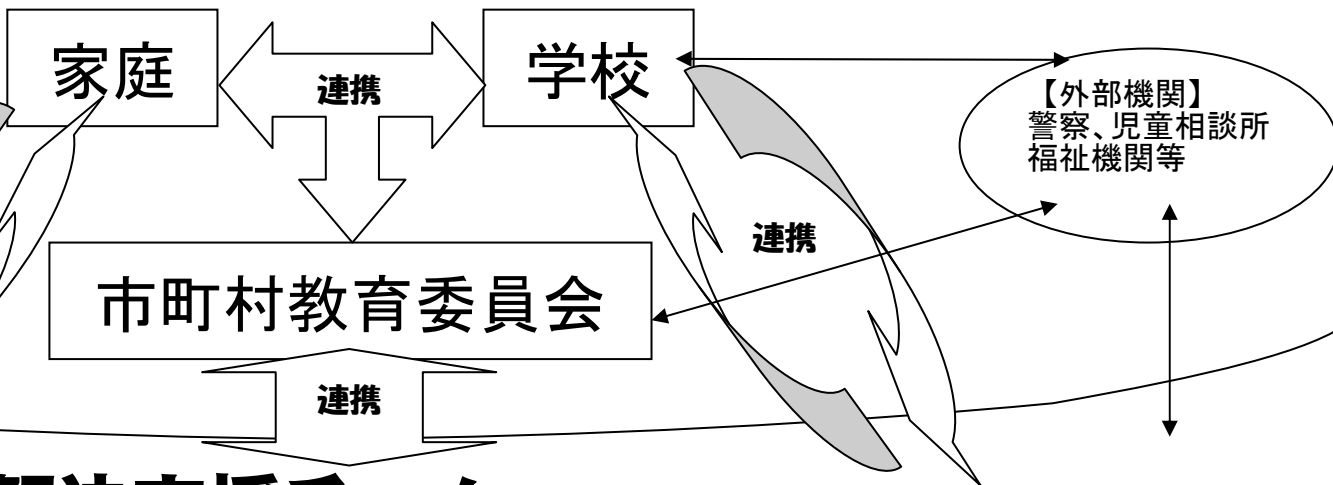
外部専門家

いじめの認知

適切な対応

早期解消へ

いじめ解決支援チームの概要



★いじめ解決支援チーム（4教育事務所に設置）

■「いじめ未然防止」に係る活動

- 1 保護者向け研修会（講師として）派遣
 - ・「子育て講演」「いじめ発見法」等
- 2 教職員向け研修会（講師として）派遣
 - ・「集団（授業）づくり」「保護者対応」等
- 3 市町村教委への支援
- 4 地域関係諸団体向け研修会（講師として）派遣
 - ・「地域ネットワークづくり」のあり方等
- 5 その他

【構成員】

生徒指導担当、青少年指導担当、エリアスクールソーシャルワーカー（エリアSSW）
 〈スクールカウンセラー、弁護士等外部専門家〉

■通常業務

- 1 電話等相談対応
- 2 SSW未配置校への巡回相談
- 3 課題を抱える子ども・家庭への支援
- 4 SSWへの指導・助言
- 5 その他

■「いじめ重大事案」発生時の対応

- 1 当該児童生徒（保護者）指導・支援
- 2 当該学校・市町村教育委員会指導・支援
- 3 関係機関との連携・調整
- 4 緊急カウンセリング体制の整備
- 5 その他

支援

連携

提言

＜文部科学省＞
 ○外部専門家を活用して学校を支援する取組

連携

いじめ対策支援班（県教育委員会）
 教育庁関係各課、教育センター担当、
 各教育事務所生徒指導担当者等

連携

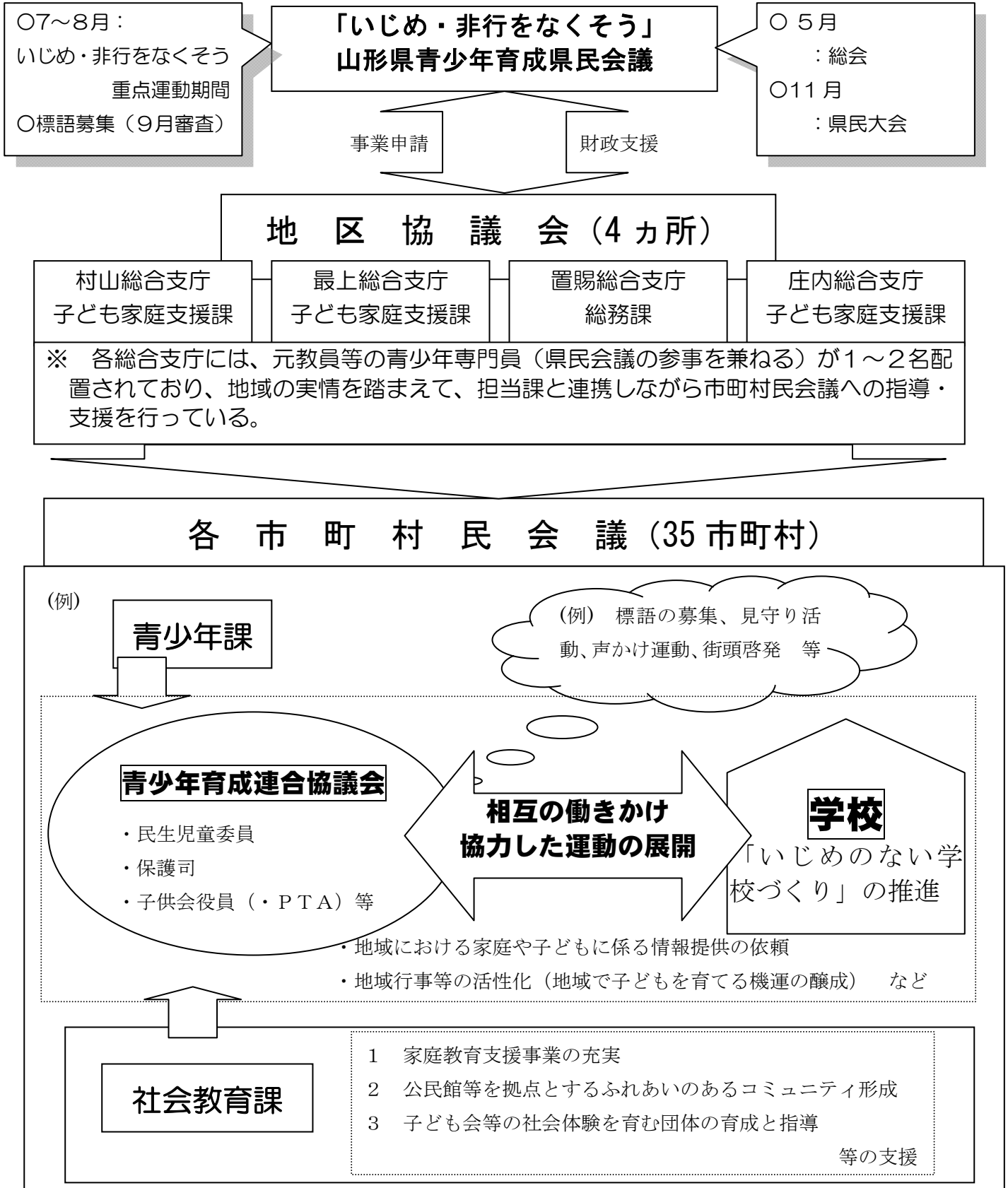
山形県いじめ
 問題審議会

<イメージ図>

別紙 5

“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動における 学校・地域との連携について

山形県教育委員会



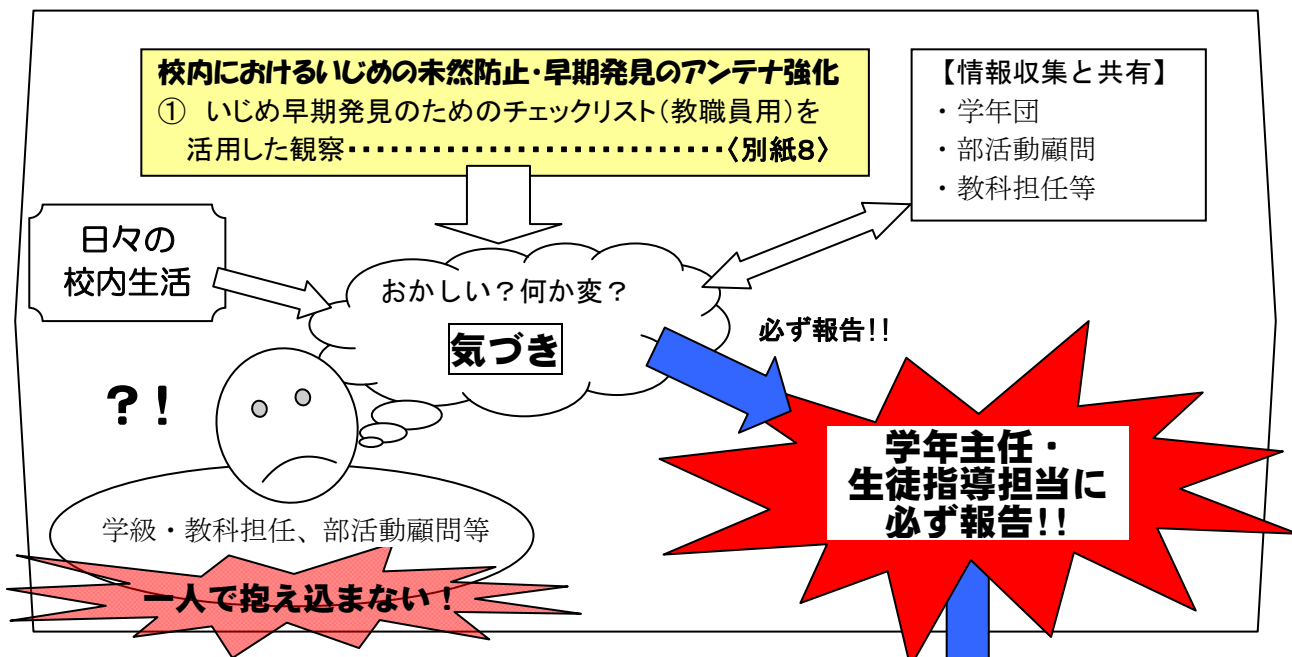
いじめの実態把握と早期対応に向けた取組

山形県教育委員会

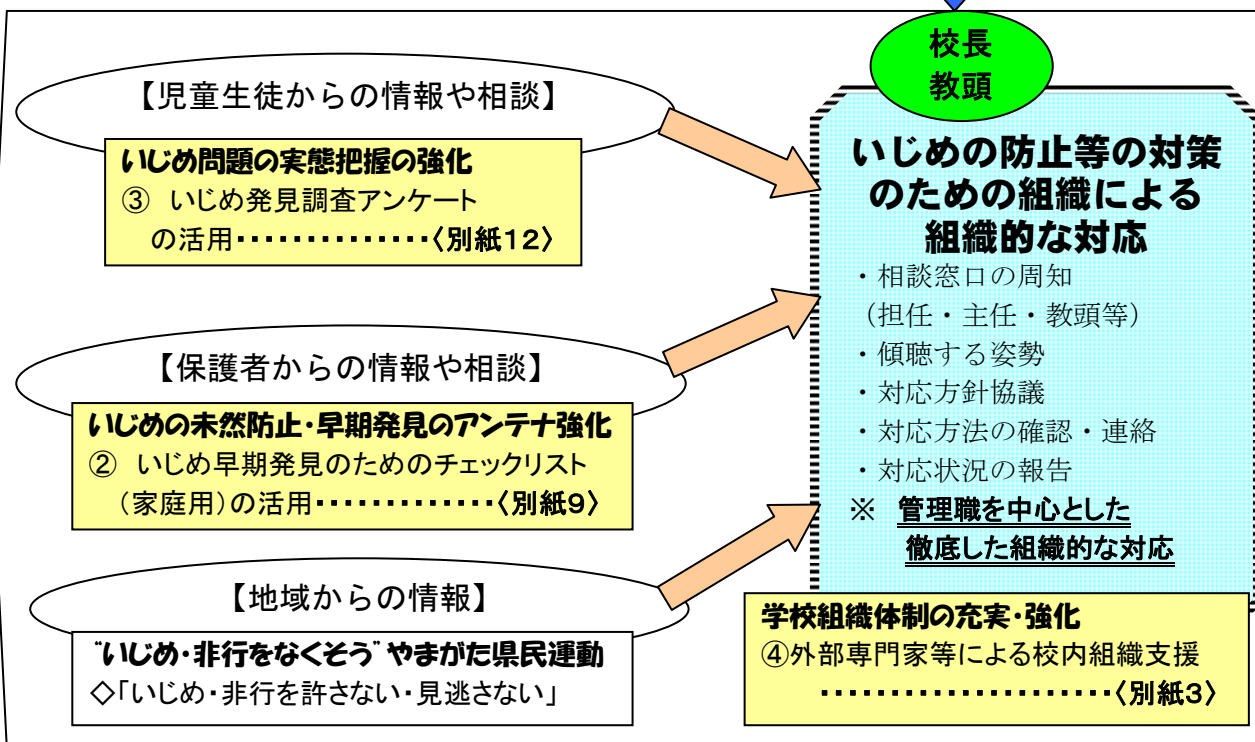
【県教育委員会としての取組】

- ① いじめ早期発見のためのチェックリスト例(教職員用)の活用
- ② いじめ早期発見のためのチェックリスト例(家庭用)の活用
- ③ いじめ発見調査アンケートの活用
- ④ 学校組織体制の充実・強化(外部専門家による校内組織の支援)

教職員の努力での実態把握（標準パターン）



教職員以外の情報として



いじめ早期発見のためのチェックリスト例及び いじめ発見調査アンケートの活用について

山形県教育委員会

1 チェックリスト例（教職員用）の活用

(1) 日常の振り返りにおける使用

週末に、座席表等を用いて、その週に気になる言動を見せた児童生徒がいなかったかを振り返る。その際、手元に「いじめ早期発見のチェックリスト例（教職員用）」を置き、一読することでチェックする観点を確認する。チェックリストの観点到示された記号を、気になる児童生徒の座席表に書き込む。

また、座席表等には、児童生徒のよい面も記載するなど、日頃の児童生徒理解につながるような工夫も考えられる。こういった座席表等を綴っておくことで、児童生徒一人一人の変化を捉える材料としていく。

(2) いじめの防止等の対策のための組織への報告

チェックリスト例の項目を含め、気になることがある児童生徒がいる場合には、必ず学年主任・生徒指導担当等、いじめの防止等の対策のための組織の核となる職員に知らせるとともに、記録を残しておく。

(3) いじめの防止等の対策のための組織による対応

(2)の報告を受けた職員は、必ず管理職へその内容を伝える。管理職の判断によりいじめの防止等の対策のための組織による組織的な対応について協議する。

2 チェックリスト例（家庭用）の活用

(1) 学校から各家庭への配付

〈学校からの添書に記載する主な内容（例）〉

◇チェックリストへの協力依頼

◇チェックリストの具体的な活用例

・月に一度、家庭でもチェックを行い（「いじめ早期発見のチェックリスト例（家庭用）」には3回分のチェック欄を設けてあります。）気になる様子が見られた際は、学校に相談していただくよう促す。

・この他にも、随時、相談に応じる旨お伝えする。

◇校内の相談窓口の周知

◇校内におけるいじめの防止等に係る取組状況等

(2) 保護者からの相談への対応

①相談窓口における丁寧な傾聴（担任・部活動顧問・学年主任・生徒指導担当等）

②いじめの防止等の対策のための組織への報告

③いじめの防止等の対策のための組織による対応についての協議、管理職による対応の指示

④事実確認及び解消に向けた取組

⑤経過報告と観察の継続

3 いじめ発見調査アンケートの活用

○ アンケート調査の概要

(1) アンケート調査はいじめ発見の一つの手段

本アンケートは、全ての学校においていじめの早期発見・早期対応に結びつけるべく以下の点に配慮して作成したものであるが、本アンケートで児童生徒のいじめの全容をつかむことは難しく、本アンケートはその一つのきっかけであるという認識を持つ必要がある。

このため、各学校においては、アンケート集計後に個別面談を設定する等いじめの実態把握に努める対応を更に工夫する必要がある。また、面談の呼び出しについては「先生から呼び出された」ということが周囲に察知されないよう配慮すること等が必要となる。

(2) アンケート調査作成の視点

① いじめの内容を具体的に質問する

質問項目の(1)～(9)は文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における「いじめの態様」に相当する。これを①～④に細分化し構成している。これにより、各学校で確認したいじめの事実を「認知件数」として計上しやすいつくりとなっている。

各学校においては「いじめはどの学校にもどの子どもにも起こるもの」という認識のもと、いじめの問題が深刻化する前に積極的に認知し、一つ一つの事案を確実に解消していく努力が求められる。県教育委員会では、いじめの事実があったとしても丁寧かつ組織的な対応により確実に解消していく学校体制の構築に向け指導・支援を行っていく。

② アンケートは無記名式を原則とする

いじめが大人の目には見えにくい形で行われていること、いじめられている児童生徒にとって、大人に知らせること自体が大変難しい状況になっていること等を考えると、無記名による安心感があつた方がより記載しやすいと思われる。

しかし、児童生徒の発達段階や学級における児童生徒の状況によっては記名式のアンケートを導入することも妨げるものではない。この場合、1枚ずつ封筒に入れて回収する等、回収方法に配慮することも必要である。

(3) アンケート実施のガイドライン

① 実施時期等

年間2回、全校一斉（又は学年一斉）に実施する。また、調査期間として、6月は新年度から現在まで、11月は前回調査から現在までの期間設定で行う。

本アンケート以外にも、これまで各学校が独自に取り組んできた「生活アンケート」や「心のアンケート」等を活用し、児童生徒が訴える機会を複数確保していくことも重要である。また、各学校のアンケート等に本アンケートを組み合わせて実施することも考えられる。本アンケートの実施に当たっては、各学校の教育相談年間指導計画等との関連を図り、計画的に実施することが求められる。

② 実施に当たって教師の配慮事項

アンケート実施の際は、誰がどんなことを記入しているか、周囲に察知されないよう配慮することが必要である。このため、机の間を離したり、周囲を見回すことはしないことを約束する等の指導が必要である。また、実施後、児童生徒にはアンケート用紙を回収させない。

③ アンケートの集計と活用

本アンケートの集計（いじめを訴えている人数と態様）の集計はその日のうちに必ず終える。（いじめが発生している場合、迅速な対応は責務である。）

集計結果は、その日のうちに学年主任・生徒指導担当等、いじめの防止等の対策のための組織のキャップに報告し、管理職まで報告し終える。

管理職の判断・指示により、事実確認や当該児童生徒の指導等を速やかに行う。

④ 教育委員会への報告

各学校においては、本アンケートを基にした取組を含め、チェックリストの活用や日常の教職員の観察等によりいじめを積極的に認知していく。認知したいじめについては、各学期末に行う定期調査により教育委員会に報告する。

アンケート回答別の対応について

※ アンケート実施後に、個別の面談を行ったり、複数の教職員による観察を通して、児童生徒個々の状況把握に努め、積極的にいじめを認知していく。

- i) **一つでも「ある」と回答があった場合**、いじめの防止等の対策のための組織へ集計を報告すると同時に、事実関係の確認に着手するため、早急に関係する教職員との情報交換を行い、現在の状況及び今後の対応（いつ、どこで、誰が、誰に、何をするか）について協議する。また、いじめの事実が確認された際は、速やかにいじめられた児童生徒を保護する。（具体的な対応は、別紙11「いじめ発見調査アンケートの活用」にあるフロー図を参照）
- ii) **「前はあったが今はない」という回答があった場合**、いじめの防止等の対策のための組織による継続的な見守りへつなげていく。（発達段階を考慮し小学校下学年のアンケートにはこの項目はない。）
- iii) **すべての質問について「ない」と記入があっても**、教職員の見立て（チェックリストを活用した見立て等）と違う回答がなされていないかという目で児童生徒の様子を観察し続ける。気になる児童生徒がいる場合には、可能な限り素早く当該児童生徒への聞き取り等を行い、状況把握に努める。
- iv) **「周りにされている人がいる」という回答があった場合**、いじめの防止等の対策のための組織へ報告すると同時に、「ある」と同様の対応について協議する。

※ 校内における児童生徒への対応と同時に、関係する保護者への連絡・説明等についても協議し、事実関係の確認や今後の指導について理解と協力を求めていく。

いじめが起こりやすい・起こっている学級集団

- A 朝いつも誰かの机が曲がっている・・・・・・・・・・()
- B 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする・・・・・・・・()
- C グループ分けをすると特定の子どもが残る・・・・・・・・()
- D グループ学習等の際、机と机の間に隙間がある・・・・・・・・()
- E 些細なことで冷やかしたりするグループがある・・・・・・・・()

いじめられている子ども

◆日常の行動・表情の様子

- ① 遅刻・欠席が多くなる・・・・・・・・・・()
- ② 顔色が悪く、元気がない・・・・・・・・・・()
- ③ 早退や一人で下校することが増える・・・・・・・・・・()
- ④ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる・・・・・・・・()
- ⑤ 下を向いて視線を合わせようとしない・・・・・・・・・・()
- ⑥ 友人に悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
・・・・・・・・・・()

◆授業中・休み時間

- ⑦ 発言すると、周囲から冷やかされる・・・・・・・・・・()
- ⑧ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える・・・・・・・・・・()
- ⑨ グループ学習等の際、机と机の間に隙間がある・・・・・・・・()
- ⑩ 班編制の時孤立しがちである・・・・・・・・・・()
- ⑪ 教室へいつも遅れて入ってくる・・・・・・・・・・()
- ⑫ 教職員の近くにいたがる・・・・・・・・・・()

◆昼食・清掃時

- ⑬ 食事の量が減ったり、食べなかったりする・・・・・・・・()
- ⑭ いつも雑巾がけやゴミ捨ての当番になっている・・・・・・・・()
- ⑮ 一人で掃除をしている・・・・・・・・・・()

◆その他

- ⑯ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる・・・・・・・・()
- ⑰ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す・・・・・・・・()
- ⑱ 衣服の汚れや破れが見られる・・・・・・・・・・()
- ⑲ 手や足に擦り傷やあざがある・・・・・・・・・・()
- ⑳ けがの状況と本人が言う理由が一致しない・・・・・・・・()

いじめている子ども

- ア 家や学校で悪者扱いされていると思っている・・・・・・・・()
- イ あからさまに、教職員の機嫌をとる・・・・・・・・・・()
- ウ 特定の子どもにのみ強い仲間意識を持つ・・・・・・・・()
- エ グループで行動し、他の子どもに指示を出す・・・・・・・・()
- オ 他の子どもに対して威嚇する表情をする・・・・・・・・()

以下のような視点からお子さんの様子を確認してみてください。気になる様子や変化がみられる時は、学校へぜひご相談ください。

- 友人関係について
 - 1・2・3(回目)
 - 友達のことをたずねたとき表情が暗くなり、話をしなくなるなど、言葉数が減る。
 - 不審な電話、嫌がらせのメールなどが来る。友人からの電話で急な外出が増える。
 - 親しい友人が来なくなり、これまで見かけない者がよく訪ねてくる。
- 金品について
 - 買い与えたものがなくなっていたり、壊されたり、落書きされたりしている。
 - 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 登下校について
 - 登校時刻になると、頭痛・腹痛・吐き気など身体の不調を訴え、登校を渋る。
 - 学校を早退したり、用事もないのに帰宅時間が早くなったり遅くなったりする。
- 本人の言動について
 - 転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言ったりする。
 - 激しい口調の寝言や助けを求める寝言を言ったり、うなされたりすることが多くなる。
 - 自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。
- 本人の様子について
 - 衣服の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。
 - 風呂に入りたがらなくなる。裸になるのを嫌がる。(殴られた傷跡やあざなどを見られるのをさけるため)
 - 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
 - 寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
 - 親から視線をそらしたり、家族から話しかけられることを嫌がったりする。
 - 投げやりで集中力がなくなる。ささいなことでも決断できない。
 - テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
 - インターネットやメール等を利用しながら表情がくもる。
- 本人の行動について
 - いらいらして反抗的になったり、急に元気がなくなったりする。
 - 言葉遣いが荒くなり、親兄弟に反抗したり、ペットをいじめたり、物に八つ当たりする。
 - 刃物など、危険な物を隠し持つようになる。
 - メールを見ない。パソコンの前に座らない等、IT機器を遠ざけるようになる。
 - 部屋に閉じこもりがちになり、ため息をついたり、考え事をしたりする。
- 本人の学習について
 - 急に学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなったり、急激に成績が下がる。

いじめに関する保護者アンケート

児童生徒 年 組 (男・女) 保護者氏名

(※ 氏名の記入に支障がある場合は、記入の必要はありません。)

〈いじめの例〉

- (1)冷やかされる・からかわれる (2)仲間はずれにされる・無視される
 (3)叩かれる・蹴られる (4)金品をたかられる (5)持ち物を隠される・壊される
 (6)嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、無理にさせられたりする
 (7)パソコンや携帯電話等を使って、悪口や嫌なことをされる (8)その他

※ 自分ではふざけたつもり、遊び半分のつもりでも、上に書いてあるようなことをして、相手に嫌な思いをさせたり、悩ませたりすることは「いじめ」とであると捉えられます。

◇ここ1～2ヶ月のお子さんのことについて伺います。

1. あなたのお子さんは、上記の例に示されているような行為を受けている（受けていた）。

①～③の中で、該当するものに○をつけてください。また、具体がわかれば、内に記入してください。

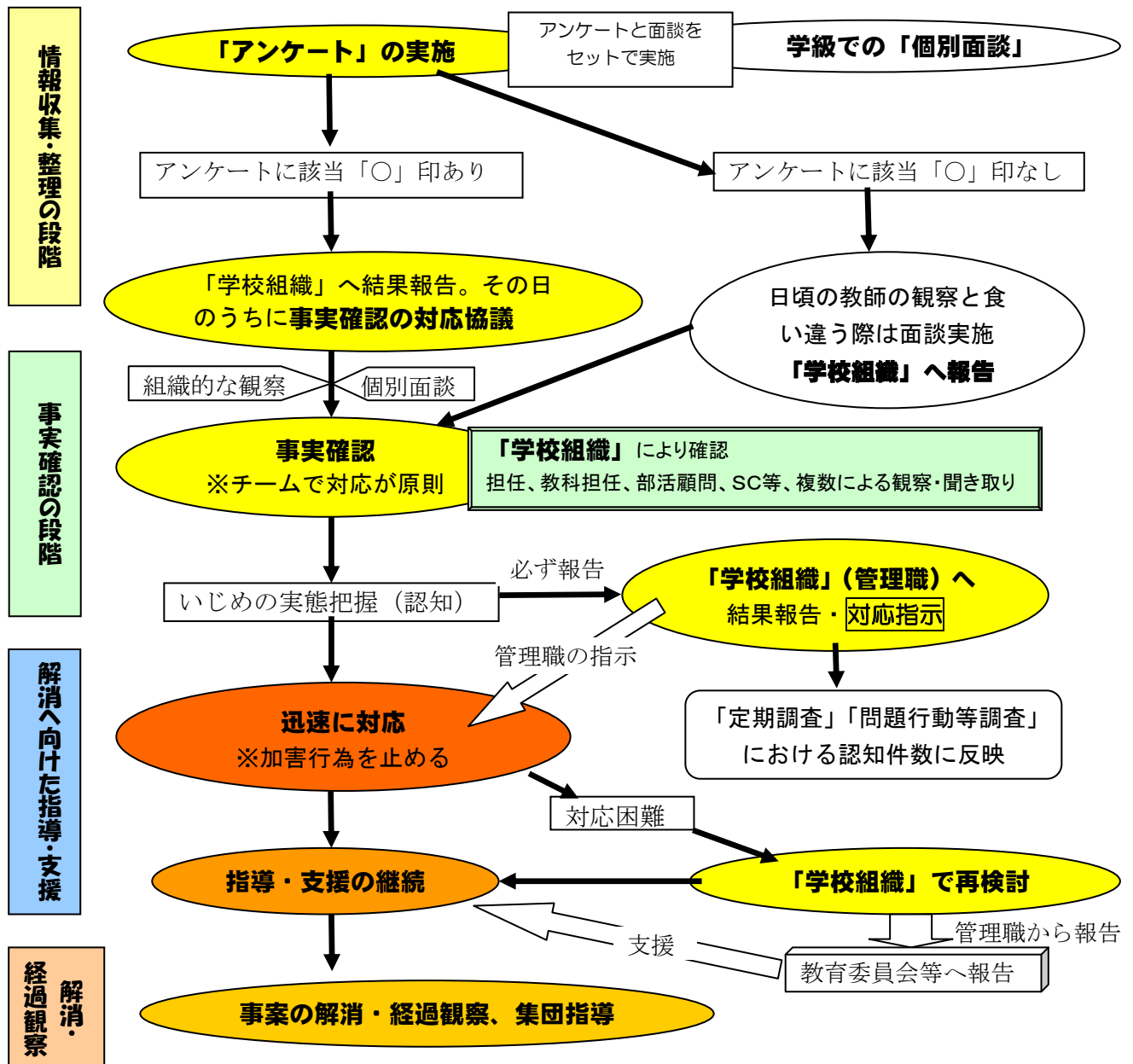
- ① あてはまる ② あてはまらない ③ わからない

2. お子さんの様子を見たり、お子さんとお話をして、いじめ等の悩みや気になること、学校への要望等がありましたら記入してください。

1 年間を見通した指導計画への位置づけ (標準パターン)

4月	5月	6月	7月	8月	9月
いじめ基本方針の確認		第1回いじめアンケート・面談・組織的対応	教職員1学期いじめ評価・改善 ※1期報告		
10月	11月	12月	1月	2月	3月
	第2回いじめアンケート・面談・組織的対応	教職員2学期いじめ評価・改善 ※2期報告			教職員いじめ年間総括・評価・改善 ※3期報告

2 アンケート活用フロー



※ 「学校組織」とは「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を表す

自分ではふざけたつもり、遊び半分のつもりでも、下に書いてあるようなことをして、相手にいやな思いをさせることは「いじめ」です。自分がされていやなことは、決してしないことが大切です。
このアンケートは、みなさんが楽しい学校生活をおくるためにお願いするものです。

年(男・女)

◇ 今の学年(学期)になってから、登下校中や授業中、休み時間などに、下のようなことをされて、いやな思いをしたり、なやんだりしたことはありませんか。

あなたのこと、まわりの友達のことについて、あてはまるところに○をつけてください。

いじめの内容		されている	されていない	まわりに されている 人がいる
(1)	① ひやかされたり、からかわれたりする。			
	② わるぐち悪口やいやなことを言われる。			
	③ こわい言葉やおどかさず言葉を言われる。			
(2)	④ 友達や、周りの人から仲間はずれにされたり、しらんぷりされる。			
	⑤ わざと軽くぶつかられる。			
(3)	⑥ 遊ぶふりをして軽くたたかれたり、けられたりする。			
	⑦ ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする。			
(5)	⑧ お金をもってこいと言われたり、おごるように言われたりする。			
	⑨ もち物をよこせと言われる。			
(6)	⑩ お金や持ち物をかくされたり、ぬすまれたりする。			
	⑪ お金や持ち物をこわされたり、捨てられたりする。			
(7)	⑫ いやなことやはずかしいこと、あぶないことをされたり、むりやりさせられたりする。			
(8)	⑬ パソコンや携帯電話・スマートフォンなどで、悪口を書かれたりいやなことをされたりする。			
(9)	⑭ ①～⑬以外のことで、いじめられていると感じること。 (内容)			

平成25年度 “いじめ・非行をなくそう” やまがた県民運動 優秀標語

やっつけろ!! わるいところの イジメおに
「もうやめて」 聞こえてますか その言葉
ダメだよと 言える友こそ 真の友
わかるよね 自分がされてイヤなこと 自分が言われてイヤなこと

自分ではふざけたつもり、遊び半分のつもりでも、下に書いてあるようなことをして、相手にいやな思いをさせることは「いじめ」です。自分がされていていやなことは、人に対して決してしないことが大切です。このアンケートは、みなさんが楽しい学校生活を送るためにお願いするものです。

____年（ 男 ・ 女 ）

◇ 今の学年（学期）になってから、登下校中や授業中、休み時間などに、下のようなことをされて、いやな思いをしたり、なやんだりしたことはありませんか。
周りのみんなのこと、あなた自身のことについて、あてはまるところに○をつけてください。

いじめの内容	周りに されている 人がいる	自分のこと		
		されて いる	前は あったが 今はない	されて いない
(1) ① 冷やかされたり、からかわれたりする。				
② 悪口やいやなことを言われる。				
③ おどし文句を言われる。				
(2) ④ 友達や、周りの人から仲間はずれにされたり、無視される。				
(3) ⑤ わざと軽くぶつかられる。				
⑥ 遊ぶふりをして軽くたたかれたり、けられたりする。				
(4) ⑦ ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする。				
(5) ⑧ お金を要求されたり、おごるように言われたりする。				
⑨ 持ち物をよこすように言われる。				
(6) ⑩ お金や持ち物をかくされたり、ぬすまれたりする。				
⑪ お金や持ち物をこわされたり、捨てられたりする。				
(7) ⑫ いやなことやはずかしいこと、危険なことをされたり、無理やりさせられたりする。				
(8) ⑬ パソコンや携帯電話・スマートフォンなどで、悪口を書かれたり、いやなことをされたりする。				
(9) ⑭ ①～⑬以外のことで、いじめられていると感じること。 (内容)				

平成25年度 “いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動 優秀標語

やっつける!! わるいところの イジメおに

「もうやめて」 聞こえてますか その言葉

ダメだよと 言える友こそ 真の友

わかるよね 自分がされてイヤなこと 自分が言われてイヤなこと

「いじめ」とは、インターネット上で行うことも含め、自分の言動によって相手の心を傷つけたり、相手の身体や財産などをおびやかしたりすることをさします。自分ではふざけたつもり、遊び半分のつもりでも、いじめられた相手が精神的に苦しんだり、肉体的に苦痛を感じている場合は「いじめ」にあたります。自分がされて嫌なことは、決して相手にしないことが大切です。
このアンケートは、皆さんが楽しい学校生活を送るためにお願いするものです。

年（ 男 ・ 女 ）

◇ 今の学年（学期）になってから、登下校中や授業中、休み時間、部活動中などに、下の①～⑭のようなことをされて、嫌な思いをしたり、悩んだりしたことはありませんか。
周りのみんなのこと、あなた自身のことについて、あてはまるところに○をつけてください。

いじめの内容	周りに されている 人がいる	自分のこと		
		されて いる	前は あったが 今はない	されて いない
(1) ① 冷やかされたり、からかわれたりする。				
② 悪口やいやなことを言われる。				
③ おどし文句を言われる。				
(2) ④ 友達や、周りの人から仲間はずれにされたり、無視される。				
(3) ⑤ わざと軽くぶつかられる。				
⑥ 遊ぶふりをして軽くたたかれたり、けられたりする。				
(4) ⑦ ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする。				
(5) ⑧ お金を要求されたり、おごるように言われたりする。				
⑨ 持ち物をよこすように言われる。				
(6) ⑩ お金や持ち物をかくされたり、ぬすまれたりする。				
⑪ お金や持ち物をこわされたり、捨てられたりする。				
(7) ⑫ 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、無理やりさせられたりする。				
(8) ⑬ パソコンや携帯電話・スマートフォンなどで、悪口を書かれたり嫌なことをされたりする。				
(9) ⑭ ①～⑬以外のことで、いじめられていると感じること。 (内容)				

平成25年度 “いじめ・非行をなくそう” やまがた県民運動 優秀標語

やっつける!! わるいところの イジメおに

「もうやめて」 聞こえてますか その言葉

ダメだよと 言える友こそ 真の友

わかるよね 自分がされてイヤなこと 自分が言われてイヤなこと